

公益財団法人山梨県緑化推進機構緑の募金協賛団体認定要綱

公益財団法人山梨県緑化推進機構

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人山梨県緑化推進機構定款第4条(5)に規定する、「森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業」を広範に実施するため、企業、団体に対し緑の募金への理解と協力を求め、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(以下、「緑の募金法」という。)第19条に基づき定める計画の目標達成を図ることを目的とする。

(協賛団体の認定)

第2 公益財団法人山梨県緑化推進機構(以下、「県緑推」という。)は、企業、団体に対し、緑の募金法の趣旨を十分説明の上、次に掲げる緑の募金活動(以下、「協賛活動」という。)を行う企業、団体を、緑の募金協賛団体(以下、「協賛団体」という。)として認定する。

- 1 店舗、窓口への募金箱の設置などにより緑の募金に協力する企業、団体
- 2 自社製品の売り上げの一部を緑の募金に寄付する企業、団体
- 3 主催するイベントの参加料、イベントにおける売上げなどの一部を緑の募金に寄付する企業、団体

第3 緑の募金の趣旨に賛同し、前記第2の活動をしようとする企業、団体は、協賛計画書(様式第1号)を県緑推に提出する。

第4 県緑推は、協賛計画書の内容を検討し、その内容が緑の募金の趣旨に沿い、かつ適正なものであると認める企業、団体を、協賛団体として認定し、認定証(様式第2号)を交付する。

(協賛団体の活動)

第5 協賛団体は、協賛計画書に基づき活動することとし、協賛計画書に記載されていない活動を行う場合には、あらかじめ県緑推と協議するものとする。

第6 協賛活動を実施する場合、販売物品の品質、活動に伴う苦情については、協賛団体がその処理に当たるものとする。

第7 県緑推は、募金箱等、募金資材について、活動期間内に限り協賛団体に貸与することができる。

第8 協賛団体は、募金活動及び物品の販売等に当たり、緑の募金法の基本理念を踏まえた実施方法となるよう留意する。

(実績報告書)

第9 協賛団体は、協賛計画書に基づく活動が終了後、1ヵ月以内又は活動年度の12月25日までに、協賛実績報告書(様式第3号)を県緑推に提出しなければならない。

(協賛の公表等)

第 10 県緑推は、協賛団体を公表するとともに、その成果について広く県民に明らかにするよう努めるものとする。

(認定の取り消し等)

第 11 県緑推は、協賛団体が、緑の募金の趣旨に反した募金活動を行ったと認めるときは、認定を取り消すとともに、これを公表するものとする。

第 12 協賛団体は、その役員、従業員、雇用契約を結ぶ全ての者が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する団体の構成員、準構成員でなく、またそれらの団体からの資金提供や経営への関与がないこととする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。